

問合せ先

医薬局監視指導・麻薬対策課

担当：木下（内線2763）

平成13年2月23日

家庭用エアーマッサージ器「コンセラン ミニⅡ（CT-48A）」  
の回収命令について

標記について、別添のとおり、和歌山県庁が株式会社川衛製作所に対して命令した旨の連絡を受けましたのでお知らせします。

注）家庭用エアーマッサージ器「コンセラン ミニⅡ（CT-48A）」は、エアータンク内の空気の圧力を変化させることより患部（上半身又は下半身）をマッサージする機器のことです。

報道提供用資料

平成13年2月23日  
午後8時30分  
和歌山県薬務課薬事血液班  
担当：宮本、藤岡  
TEL:073-441-2660

医療用具の回収命令について

下記業者に係る「医療用具(コンセラニミニⅡ)」について自主回収する旨の報告を受け、その回収について指導を行ってきたところではありますが、回収が遅延しているため薬事法第70条第1項の規定に基づく回収命令を出したため報告いたします。

記

○製造業者名

株式会社川衛製作所 代表取締役 川口裕清

和歌山県有田市下中島100番地

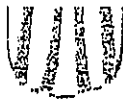
TEL:0737-88-5105

○対象商品名

一般名称：家庭用エアマッサージ器

販売名：コンセラニミニⅡ(CT-48A)

本件についてのお問い合わせは、23時までとしますのでよろしく申し上げます。



和歌山県道薬第609号

和歌山県有田市下中島100番地  
株式会社川衛製作所

薬事法（昭和35年法律第145号）第70条第1項の規定により、販売名「コンセランミニⅡ（CT-48A）」について、平成13年3月4日までに、すべての製品を回収することを命ずる。

平成13年2月23日

和歌山県知事 木村良樹



（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。